

日本学術会議幹事会声明
国際社会における「法の支配」の実現を

日本国内はもとより国際社会においても、「法の支配」は、実現されるべき重要な課題である。日本国憲法は、司法権の独立、裁判官の独立と身分保障を規定し、「法の支配」を統治の基本原則として据えており、その前文では、平和主義や国際協調主義が明記されている。現行日本学術会議法の前文は、日本学術会議が、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」することをその使命として記し、日本学術会議憲章の前文では、日本学術会議が、「地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在」とであると宣明している。

2002年に設立された国際刑事裁判所（ICC）は、国際刑事司法システムの支柱を成しており、その裁判官等は、独立かつ公平にその権限を行使し、国際社会における「法の支配」の実現に貢献してきた。とくに、ICCは、各国の司法制度が、集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪および侵略犯罪について捜査・訴追する意思または能力を欠く場合に、これらの犯罪を行った個人を捜査・訴追し、かつ被害者救済をも実現する機関であり、日本を含む125の国と地域が、その設立文書である国際刑事裁判所規程の当事国である。

現時におけるこのような国際刑事裁判所の意義と役割を踏まえ、日本学術会議は、同裁判所による国際的な「法の支配」の実現を支持するとともに、その裁判官等の独立した活動の保障の実現を強く要請したい。また、同裁判所の権限を尊重するとともに、同裁判所およびその裁判官等の独立かつ公平な活動を強く支持したい。

令和8年9月18日

日本学術会議幹事会

会長	光石 衛
副会長	三枝 信子
副会長	磯 博康
副会長	日比谷潤子
第一部部長	吉田 文

第一部副部長	只野 雅人
第一部幹事	小田中直樹
第二部幹事	西山 慶彦
第二部部長	尾崎 紀夫
第二部副部長	堀 正敏
第二部幹事	玉腰 暁子
第二部幹事	古屋敷智之
第三部部長	沖 大幹
第三部副部長	北川 尚美
第三部幹事	奥村 幸子
第三部幹事	関谷 毅